

14.5-29

輸出關係の Rags 及 Wastes に就て

調査報告第九十三號 (昭和九年十一月二十三日)

横濱正金銀行頭取席調査課



始



同 銀行 寄贈本

緒 言



Rags 及 Wastes と言ふが如き廢物は吾々の日常生活とは全く縁遠きもの、様に考へられて居るが、一歩其の用途に就て研究して見れば相當深き關係の存する事に氣が付かれるであらう。即ち洋紙、蒲團棉、脱脂棉、綴通靴下、手袋、足袋の裏地又は日常一般人により使用せられて居る各種織物殊に毛織物の如きに至つては殆ど此等再製纖維の交織せられざるものなき状態にあり其他機械類の拭布、トフキンタ、ペーパー、セルロイド又は綿火薬の原料等工業或は軍需關係になくてならぬ重要物質となつて居り、猶益々其の利用價值を高めつゝあるが此等は内地に於て使用さるゝ許りでなく遠く海外にも輸出されつゝある現状である。

試みに昨年度の全國輸出額を示さんか、Rags は六百三十餘萬圓 Cotton Wastes は四百十餘萬圓にして殊に神戸港の輸出額は全國の約八割を占め全く同港の重要輸出品の一つに數へらるゝに至つて居る、故に此の Rags 及 Wastes に付て調査研究して見るのも強ち無益でもあるまいと考へ報告の作成に取り掛りたる譯なるも、何分世人の餘り顧みざる性質のものなるためか之に關する資料誠に乏し



く一々取扱業者に聞くより外に手段なきに至りたるが、斯業界未だ不統一にしてサンプル取引の域を脱せず爲に一般に互り充分の説明を聞くを得ざるの憾あり、且つ時日も限られ居るを以て未だ材料の整はざる中に纏めるの餘儀なきに至り、所期の目的を充分果す事の出来ざりしは甚だ遺憾に思ふ次第である。併し不備の點は他日補ふ事にして不取敢之にて稿を終へる事とした。Rags 及 Wastes の概要を知る参考の一助ともなれば幸である。

終りに繁忙中説明の勞を惜まれなかつた左記商店代表者の御厚意に對し深く謝意を表する次第である。

(ABC順)

林榮二商店、角谷篤三郎商店、鐘紡營業部、合資會社マックスウエル商店、丸西商店西本政久、中村寅之助商店、中井省三商店、佐相合名會社

昭和九年五月

神戸支店 新宅 忠作

寄贈本

14.5-29

目次

緒言	一頁
第一章 沿革	一
第二章 種類及用途	五
第一節 Rags の種類及用途	六
第一項 Cotton Rags (木綿ポロ)	七
A. Wiping Rags (伸ポロ)	七
(イ) 木綿伸ポロ	七
(一) Bleached Wiping Rags (晒木綿伸ポロ)	八
(二) Washed White Wiping Rags (洗木綿伸ポロ)	九
(三) Coloured Wiping Rags (色物)	九
(ロ) 莫大小伸ポロ	九
(一) Bleached Underwear Rags (晒莫大小伸ポロ)	一〇

(11) Washed Heavy-Weight Underwear Rags (洗莫大小伸ボロ) 一〇

(ハ) 晒蚊帳伸ボロ Bleached Cheese Cloth Rags 一〇

(ニ) 晒タオル伸ボロ Bleached Towel Rags 一〇

B Roofing Rags (ルーフィング・ラフズ) 一一

(1) No. 1 Quality (本調) 一一

(11) No. 2 Quality (ヤクボロ) 一一

第二項 Woollen Rags (毛織ボロ) 一二

第三項 Linen Rags (麻ボロ) 一三

第四項 Silk Rags (絹ボロ) 一四

第五項 Old Clothes (古着) 一四

第二節 Wastesの種類及用途 一五

第一項 Cotton Wastes (糸棉屑) 一五

A Soft Cotton Wastes (落棉) 一五

(イ) 落棉 Soft Cotton Wastes 一六

(1) Stripping (米1) 一六

(11) Clearer (クリアラー) 一七

(11) Scutch (スカッチ) 一七

(四) Fly Cotton (風棉) 一七

(ロ) 油棉 Oily Cotton Rags 一七

(ハ) 弾棉 Shoddy 一八

(1) Bleached Broken Wastes (切弾) 一八

(11) White Cop Broken Wastes (糸弾) 一九

B Hard Cotton Wastes (糸屑) 一九

(1) White Thread Wastes (上糸) 二〇

(11) Slasher White Thread Wastes (糊糸) 二〇

(11) Light Coloured (源平) 二〇

(四) Coloured (色糸) 二一

第二項 Wool Wastes (毛屑) 二一

第三項 Ramie Wastes (麻屑) 二二

第四項 Rayon Wastes (人絹屑) 二二

第五項 Silk Wastes (絹屑)..... 二三

A、蠶絲屑 (又は副蠶絲)..... 二五

(一) Cocoons Pierced (出殻繭) 二五

(二) Cocoons Clipped (切繭) 二五

(三) Floss Silk (毛羽) 二六

(四) Garneted Silk Noils (絹棉) 二六

(五) Double Cocoons (玉繭) 二六

(六) Silk Cocoon Refuse (屑繭)..... 二七

(七) Kibiso (生皮苧) 二七

(八) Noshi (熨斗)..... 二八

(九) Agari (揚繭)..... 二九

(十) Filature Wastes (皮巢) 二九

(十一) Raw Silk Wastes (生絲屑) 二九

(十二) Tussah Yarn Waste (柞蠶絲屑) 三〇

B、絹絲屑 (又はガラ紡)..... 三〇

(一) Thrown Silk Wastes (撚糸屑) 三〇

(二) Spun Silk Yarn Wastes (機屋屑) 三一

(三) Bourette (Silk Noils) (ノーランド) 三一

(四) Spun Silk Wastes (絹紡屑) 三一

(五) Tussah Bourette (Tussah Noils) (柞蠶ノーランド)..... 三一

(六) Tussah Spun Yarn Wastes (柞蠶紡屑) 三一

(七) Mule Wastes (マール屑) 三一

第六項 Baggings (ハダキ)..... 三二

(一) Gunny Baggings 三三

(二) Old Cotton Tares 三三

(三) Old Wool Tares 三三

第三章 集散竝に加工状況 三三

第一節 Bags の出廻 三三

第二節 Wastes の出廻 三四

第三節 出廻時期..... 三六

第四節 漂白工程……………三六

第五節 消毒取扱竝に取締状況……………三七

第四章 輸出關係……………三九

 第一節 荷造……………三九

 第二節 運賃……………四二

 第三節 取引……………四三

 第一項 相場……………四四

 A、賣買單位……………四四

 B、相場の動因……………四四

 第二項 内地取引……………四五

 第三項 海外取引……………四六

 第四項 仕向地と品名……………四七

 第四節 輸出關係の Rags 及 Wastes の近況……………四八

 參考資料、米國に於ける Rags の近況……………五〇

 第五節 輸出檻樓竝にウエストに關する統計……………五三

(一) 全國竝に神戸港より輸出せられたる Rags, Cotton Wastes 及 Silk Wastes の過去十箇年間の數量竝に金額比較表

(二) 過去六箇年間に於ける神戸港輸出 Rags 仕向地別表

(三) " " " Cotton Wastes "

(四) " " " Silk Wastes "

(五) 全國竝に神戸港より輸出せられたる Rags の過去三箇年間月別比較表

(六) 全國竝に神戸港より輸出せられたる Cotton Wastes の過去三箇年間月別比較表

(七) 全國竝に神戸港より輸出せられたる Silk Wastes の過去三箇年間月別比較表

第六節 日本綿屑物輸出組合に就て……………五五

第七節 阪神地方に於ける輸出檻樓及ウエストの主なる取扱業者氏名……………五五

 A、日本綿屑物輸出組合の組合員……………五六

 B、前記組合に加入せざるもの……………五七

附 錄

- (一) 屑物營業取締規則……………五九
 - (二) 輸出組合法第九條、輸出組合法施行規則第十九條及右に關する實例……………六三
- 以上

輸出關係の Rags 及 Wastes に就て

神戸支店誌
書記 新宅 忠 作稿

第一章 沿革



Rags を原料とする洋紙製造所、Wastes を生産する紡績又は製絲工場が始めて設立せらるゝに至りしは明治初年頃の事にして當時何れも其の規模甚だ小さきものなりしも次第に發達し明治二十年頃に至りて急速の進歩を來した。而して Rags は洋紙製造所に於て唯一の原料として盛に使用せられたるものなるも次第に木材パルプの使用が盛となるに連れて其地位は蠶食せられ其の用途も著しく減少せるが、他方 Wastes も各種紡績織物工場、製絲工場等の顯著なる發達と共に其の生産額は増加する一方にて、技術の幼稚は國內に於て之を充分消化し得る丈けの力なく其の處置に付て相當悩みたるも、此行詰りは延いて海外に販路を開拓する動機となり、専ら外商の手を経て米國方面へ輸出せられるに至つたのである。當時の輸出額に付ては記録も無く詳かでないが、極めて少額なりし模様にて爾來漸進して大正二、三年頃には本品の主要輸出港なる神戸港輸出額は Rags 百萬圓内外、Cotton Wastes 九十萬圓内外、Silk Wastes 四十萬圓内外に上つた。其後歐洲戰亂に際會するや歐洲各國より北米宛の供

給が杜絶したる爲め勢ひ同地に於ける本品、殊に從來輸出されざりし *Wipers* の如きものの需要をも喚起したる許りでなく、歐洲交戦國に於ても時局の影響により自給自足の策を樹つる事能はざるに至り遂に我國より多數の *Wipers* 或は *Wastes* を輸入するの餘儀なきに至りたるが、一面内地工業界異常の發展は該方面に對する本品の需要俄に激増するに至り、相俟つて斯界は空前の盛況を呈すると同時に阪神地方を中心として横濱、名古屋、長崎方面に於ける斯業者中本品の直輸出を爲すもの續出して大正七、八年頃には全國の輸出額 *Rags* 約三百萬圓、*Cotton Wastes* 約二百萬圓、*Silk Wastes* 約千九百萬圓を示した。然るに休戦後は需要頓に減じ殊に大正九年財界變動以來益々不況を招來し市況混沌裡に推移せるが大正十一、二年頃に至りては、海外に於ける各種工業界は逐次回復の機運に向ひ殊に歐米綿業界の恢復、支那に於ける紡績の急激なる發展は棉花の高唱となり、本邦 *Cotton Wastes* は之に比し著しく低値なりしかば棉花代用として歐洲諸國の入註相次ぎ大正十二年輸出總額二百餘萬圓、同十三年三百五十餘萬圓、同十四年四百四十餘萬圓、昭和二年には遂に五百二十餘萬圓となり累年遞増の歩調を辿るに至つた。

然るに昭和五年に至り綿糸、綿織物の價格下落と賣行不良、棉花の大豐作等による原棉安等諸種の原因により大波瀾を惹起せし我棉業紡織界は斯る悲境を離脱せんが爲め操業の短縮を敢行したるにより副産物である本品の出來高も従つて減少したると、他方本品消費地である歐洲諸國に於ても同様操短が行はれたる爲に該地方需要減退せる處へ、中華民國産の對歐洲輸出壓迫等が加はり本邦輸出額も漸減して昭和六年には輸出總額百五十餘萬圓となれるが、翌七年には對外爲替安は我が輸出貿易を促進する原因となりて本邦綿布の輸出は非常なる發展を來し、綿糸布の製産増加は之に伴つて *Cotton Wastes* の出來高をも増し、對外爲替漸落を好機として形勢急轉し商談盛に締結せられ前年來の悲況を漸く補填するを得て昭和八年度輸出總額四百十餘萬圓を示した。

Silk Wastes も亦大正十二年には内外共に絹糸紡績の大發展を來し、又本品の半製品たるペニーは生糸代用として毛織物に盛に混用せられる等其の需要範圍大に擴大して海外の需要も激増したるが故に同年輸出額九百七十餘萬圓に上り、大震災勃發するに及んで横濱商人の神戸に移轉するもの多くなり大正十三年全國輸出額千九百四十餘萬圓の中神戸港輸出額八百二十餘萬圓に達するの盛況を見た。同十四年頃には本品取扱商人の一部横濱に復歸し神戸港輸出額減少せるも全國としては繭の増收の結果本品の産出も自然多量に上りたるが、夫れにも拘はず内外の需要増加は價格の昂騰を來し輸出額も同年は實に二千八百四十餘萬圓に達した。然るに昭和元年及同二年頃より我國に於ても絹糸紡績工場を増設相次ぎ本品の内地消費量増加したるを以て相場も終始高値に保合ひ兎角輸出商談の圓滑を缺き、次第に輸出減退の傾向を示せる處へ人造絹糸の世界的増産に益々壓倒せられて註文殆どなく、近來では輸出品は *Silk Wastes* 中 *ノーンレット* に限らるゝに至り、輸出額も僅々二、三十萬圓前後に減少した。

尙上記 Cotton Wastes 及 Silk Wastes 以外の Wastes の中、Wool Wastes 及 Ramie Wastes の如きは以前より産額少なき處へ、國內の需要大なりしにより海外向輸出せられたる事殆どなく、只最近發達しつつある Rayon Wastes に於て多少輸出を見つつある状態である。此の Rayon Wastes は人造絹糸屑を適當の大きに裁斷してステープル・ファイバー代用として絹糸紡績糸又は毛織物に混入紡出せられて特殊の趣味及光澤を増すために使用されつつあるもので將來相當の發展性を有する模様である。又 Old Bagging に付ては約二十年前迄は専ら本邦に於て製紙の原料としてのみ需要を見たるものなれ共米棉の輸入増加に連れ此の Bagging の數量も著しく増し、内地製紙會社の消費が之に伴はざるに至りし爲め北米へ再製原料として輸出せらるゝに至つた次第である。

次に Rags は前記 Wastes 同様、戦後反動來ると共に商勢不振に陥りしが其後北米に於てペケ襪樓をルーフィング・ペーパーの製造原料として使用する新規用途を發見するに及んで所謂 Roofing Rags の需要となり、爲めに市況漸く好轉を示すに至れるが、其の後之に伴つて製紙原料及び拭物用として本品の註文益々幅轉して業界頗る活況を呈し昭和三年には輸出總額八百四十餘萬圓、同四年には九百八十餘萬圓の巨額を示すに至り又本品の輸出先も從來の北米の外、歐洲各國、濠洲又は中華民國に互りたるが、翌五年には本品の主要消費地北米に於て突如關稅改正せられ Wipers の舊稅率色物一〇% 晒物二〇% なりしものが一躍して色、晒とも一様に每封度に付三仙を課せらるゝこととなり、之を當

時の市價に對して從價稅に換算すれば、色物の北米到着價格の七〇% 内外に當る様になりし爲 Wipers の輸出は激減し、同年輸出總額も五百二十餘萬圓に同六年度は四百九十餘萬圓に減少した。同七年度本邦金輸出再禁止に依る對外爲替慘落の結果再び本品の需要を惹起し、北米より Roofing Rags の外 Wipers の註文も有り、又滿洲、中華民國より古衣類、歐洲、濠洲よりは Wipers の入註ありて輸出總額は六百三十餘萬圓を示すに至つた。

斯くの如く Rags 及 Wastes の用途は愈々擴大して輸出額も益々増加し今や神戸港に於ては勿論、全國に取りても重要輸出品としての地位を占めむとするの狀勢となつて居る。

而して神戸港が本品の重要な輸出港となるに至つた重なる原因に關しては阪神地方は元々 Rags の集散地帯に當り、且つ各種紡績及織物工場が大阪附近に多數存在せる結果、古くより斯業者を阪神地方に吸収して梱包會社を始め其他本品の輸出に利便を與ふる設備と相俟つて神戸港の輸出に多大の貢獻を齎すに至つたのである。

第二章 種類及用途

我國に於ては Rags 及 Wastes に關しては未だ統一されたる名稱又は標準規格無きを以て商習慣を斟酌して分類するより外に途なきも大体次の如く分類するを適當と認める。



備考、右の外 Paper Wastes (Old News Paper) と稱せられて居るものもあるが其の性質は以上のものと著しく異なるを以て省略することにした。

第一節 Rags (襤褸) の種類及用途

Rags と言へば衣類、肌着、足袋、毛布、蚊帳等の如き織物又は製品の廢物を指し大部分は使ひ古しものであるが例外的に新しき衣類、莫大小製品、又は足袋等の裁斷屑をも Rags の部に入れて居る。斯業者中には此の新しき裁斷屑を New Cotton Rags (又は New Cotton Cuttings) と稱し之に對

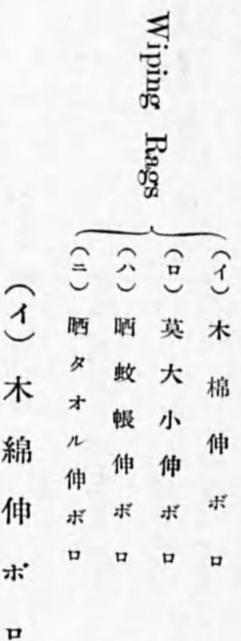
して他の古き襤褸の事を Old Cotton Rags と言つて區別して居る。此の New Cotton Rags は主に彈棉の原料に供せらる。

第一項 Cotton Rags 木綿ホロ

木綿衣類、タオル、綿メリヤスシャツ又は綿蚊帳等の如き綿織物製品の廢物にして輸出襤褸の代表的ものである。之には Wiping Rags (Wipers) 及び Roofing Rags の別がある。

A. Wiping Rags (又は Wipers) 伸ホロ

Wiping Rags とは木綿襤褸の中の稍長大なるものを適當の大きさ(幅十二吋以上、長さ十八吋以上)に截斷したるものにして機械、器具類の拭布に供せられ又濠洲方面よりは包装用としての需要がある。之を形態上より區別すれば



浴衣の如き木綿衣類の廢物を引き延ばし適當の大きさの布片と爲したるものにして其の漂白の有無、程度又は地の厚薄等に依つて左記の種類及等級が生じる。

(百封度ニ付)

木綿 伸ボロ	(一) Bleached Wiping Rags 晒木綿伸ボロ	Bleached White Wiping Rags Extra Quality 晒木綿伸ボロ特等	一七・〇〇
		Bleached White Wiping Rags No. 1 Quality 晒木綿伸ボロ壹等	一五・〇〇
		Bleached Light-Coloured Wiping Rags 不抜	一一・〇〇
	(二) Washed White Wiping Rags 洗木綿伸ボロ	Near White Wiping Rags 白近	一〇・〇〇
		Light Coloured Wiping Rags Extra Quality 薄色特等	九・〇〇
		Medium-Light Coloured Wiping Rags 薄色普通物	八・〇〇
	(三) Coloured Wiping Rags 色物	Mixed Coloured Wiping Rags 五色	七・〇〇
		Dark Coloured Wiping Rags No. 1 Quality 黑壹等	五・五〇
		Dark Coloured Wiping Rags No. 2 Quality 黑貳等	五・〇〇

備考、此の報告書に掲げたる各品の種類、等級は各取扱業者により多少の相違があり又値段は本年五月上旬のものを参考に掲げたるものなれば此の點特に御了承願度。

(一) Bleached Wiping Rags 晒木綿伸ボロ

Bleached Wiping Rags とは白木綿伸ボロ又は色木綿伸ボロを漂白したるものである。
薄地白木綿伸ボロを純白に漂白したるものを Bleached White Wiping Rags Extra Quality (晒木綿伸ボロ特等)、厚地が幾分混入して居る白地木綿伸ボロを純白に漂白したるものを Bleached White Wiping Rags No. 1 Quality (晒木綿伸ボロ壹等)、及び色木綿伸ボロを漂白して未だ純白迄に漂白出来て居るものを Bleached Light-Coloured Wiping Rags (不抜) と言つて居る。

(二) Washed White Wiping Rags 洗木綿伸ボロ

Washed White Wiping Rags とは白木綿伸ボロを漂白せず單に石鹼湯にて洗滌したるものを言ふのである。

(三) Coloured Wiping Rags 色物

Coloured Wiping Rags とは緋又は縞物の如き色模様の有る木綿伸ボロにして之に漂白又は洗滌等の加工を施さざるものを言ふのである。
黒色及紺色を除きたる淡色物特に白に近きもの程上等にして Near White (白近)・Light Coloured Extra Quality (薄色特等)・Medium-Light Coloured (薄色普通物)・Mixed Coloured (五色)・Dark Coloured No. 1 Quality (黑壹等)・Dark Coloured No. 2 Quality (黑貳等) に區別せられて居る、而して之等は仕向先に於て更に漂白して拭物に供せられるのである。

(四) 莫大小伸ボロ

莫大小伸ボロとは綿莫大小製品の廢物の中稍長大なるものを適當の大きさに截斷したるものにして矢張拭物に使用せられるのであるが之にも漂白せるものと洗滌のみのものとの二種類がある。

(1) Bleached Underwear Rags 晒莫大小伸ボロ

Bleached Underwear Rags は漂白せられたる莫大小伸ボロにして之にも Bleached Light-Weight

Underwear Rags (薄物) と Bleached Heavy-Weight Underwear Rags (厚物) との區別があり前者は

薄地莫大小伸ボロを純白に漂白したもの、後者は厚地のものを漂白したる丈の相違である。

Bleached Underwear Rags { 薄物 (百封度ニ付) 一七・〇〇見當
厚物 一三・〇〇々

(1) Washed Heavy-Weight Underwear Rags 洗莫大小伸ボロ

Washed Heavy-Weight Underwear Rags とは白莫大小伸ボロを石鹼で洗滌したるものである。

普通物 (百封度に付) 一一・〇〇見當

(2) 晒蚊帳伸ボロ Bleached Cheese Cloth (Mosquito net) Rags

Bleached Cheese Cloth Rags とは蚊帳を純白に漂白したるものにして莫大小伸ボロ及タオル伸ボロと共に油の吸込みよろしさを以て機械拭用として重寶がられて居る。

普通物 (百封度に付) 二〇・〇〇見當

(2) 晒タオル伸ボロ Bleached Towel Rags

Bleached Towel Rags とはタオルを漂白したるものにして其の用途は主として拭物用である。

普通物 (百封度に付) 一七・〇〇見當

B. Roofing Rags ネーニンング・ラッグ

小さく截断せられたる木綿ボロを Roofing Rags と稱し次の如き區別がある。

Roofing Rags { (1) No. 1 Quality (本調) 一八・〇〇見當
(2) No. 2 Quality (ケンボロ) 一三・〇〇々
(百封度ニ付)

(1) No. 1 Quality (本調)

No. 1 Quality とは小さき木綿ボロにして比較的よく選別せられ油ボロ又は絹布屑等の混入せざるものを言ふ。

主として製紙の原料に用ひられる。

(2) No. 2 Quality ケンボロ

No. 2 Quality とは小さき木綿ボロ以外に機械拭に使用後の油の附着せる所謂油ボロ又は使用價值の少なき絹布屑の幾分混入を認められたる屑物にして襪襦中での最下等に屬する品である。嘗ては肥料以外に用途なかりしも七、八年以前より北米に於て Roofing Paper 製造原料として多量使用せらるるに至り近年では我國に於ても同品製造會社の設立を見て弗々需要がある。

色麻蚊帳等の屑物である。

Linen Rags	白物 (百封度ニ付)	一・二〇〇見當
	色物 ()	五・〇〇々

第四項 Silk Rags 絹ボロ

Silk Rags とは絹衣類の屑物にして現在の處では未だ重要な用途なく已むを得ず肥料に用ひられ
たり又は洗滌の上塵拂の材料等に使用されて居る。目下各紡績會社に於ては競つて此の絹ボロ利用に
就て種々研究中の由であるから不日其の目的は達成せられ相當の需要を見るものと思はれる。

第五項 Old Clothes 古着

先般大連税關に於て古着は Rags なりや否やに付て關稅の適用上問題になりたる事がある。税關の
言分では形狀が衣類として整備せるものなるが故に Rags に在らずと言ふのであつたが結局滿蒙人は
其儘着用するのではなく彼等の衣類の補修の材料に使用されると言ふ事で Rags の部へ入れる事に決
定せられた由で二割五分の關稅が五分で濟まされる結果は今後中華民國行と共に綿古着及古莫大小肌
着等の輸出が益々増加する事と推測される。

古着	長物 (一枚ニ付)	二〇錢見當
	短物 ()	一五錢々
小物 (四貫匁ニ付)		二圓々

第二節 Wastes (ウエス又はウエスト) の種類及用途

一般に Wastes と稱せられて居るものは Rags の如き使ひ古しの屑物類を言ふのではなく、綿糸紡
績、絹糸紡績、毛織紡績又は織物工場に於て生産せられたる屑纖維類を指すのである。併し乍ら之に
も彈棉とか Baggings の如き例外はある。

第一項 Cotton Wastes 糸棉屑

Cotton Wastes とは綿糸紡績又は綿織工場産出の屑纖維類にして之には Soft Cotton Wastes (落棉)
及 Hard Cotton Wastes (糸屑) の二種類がある。

A Soft Cotton Wastes 落棉

Soft Cotton Wastes とは綿糸紡績に於て綿糸製造中に生じたる棉屑を言ふのである。即ち打棉
(Soutching)、梳棉 (Carding)、精梳 (Combing) 工程に於て各機械間の間隙が廣過ぎるとか、風車の
力が不適當なる場合、又は梳棉機、練條機又は粗紡機の故障等の場合に於て特に多くの落棉が生ずる。
而して此等落棉の中、油の附着せざるものは主として浴巾、綿ブランケット、帆布、足袋、手袋、綿
小倉、婦人用帶芯等の製織原料又は毛織糸との交織用に供せられ、尙其の中でも纖維の短きもの又は
品質の悪きものは布團棉、脱脂棉、緞通、勞働者用「アッシ」等の製造原料として使用せらる。

次に俗に油棉と稱せられて居る油附棉屑は獨逸、白耳義方面へ輸出せられ、彼地に於て油分を除き

緞通等の製織原料に使用せられて居る模様である。
之を大別すれば



此處に言ふ落棉とは狭義の意味に用ひられたるものにして、綿糸紡績産出の棉屑の中油氣無きものを指すのである。

(一) Stripping 米 一

Strippingとは紡績に於て主として米棉を使用して中糸又は細糸を紡出する際に生ずる棉屑を言ひ、普通米一又は米二の名稱の下に取引せられて居る。

Stripping	Cotton America No. 1	(米一)	三〇・〇〇見當
		No. 2	(米二) 二二・〇〇

(百斤ニ付)

(二) Clearer

Clearerとはクリヤラ機 (Clearer) に附着せる棉屑である。

普通物 (百斤に付) 二〇圓見當

(三) Scutch

Scutchとは Scutching Machine より落ちたる棉屑の中比較的纖維の長さものを選別し更に塵芥其他の異物を除去したるものである。

普通物 (百斤に付) 二一圓見當

(四) Fly Cotton 風 棉

Fly Cottonとは Scutching 又は Carding 工程中の落物である。之は纖維短く多少夾雜物を混入せる下等品にして風又は風振の別名がある。

普通物 (百斤に付) 一四圓見當

(ロ) 油棉 Oily Cotton Wastes

Oily Cotton Wastesとは綿糸紡績産出の棉屑中油氣のあるものを指す。此の油棉には多數の等級あるが、色白のもの、毛筋長さもの、油氣少なきもの、塵芥其他の異物を混入せざるもの、之等の條件に適つて居るもの程上等品であり、之に反するものは其の程度に應じ格下を行ふのである。

本邦に於ては需要少なく主として獨逸、白耳義方面へ多量輸出せらる。

(百斤ニ付)

Extra Choice	一四・〇〇見當
Choice	一・〇〇〃
No. 1	八・〇〇〃
No. 2	六・五〇〃
No. 3	五・〇〇〃
No. 4	四・〇〇〃

(二) 彈棉 Shoddy (Rework Cotton)

彈棉とは New Cotton Cuttings 又は上糸の如き綿製品の屑物を其儘又は漂白して更に之を纖維質に還元加工したるものである。岡崎附近が本場にして其の用途は充填用又は太糸紡績原料用である。

(一) Bleached Broken Wastes 切彈

Bleached Broken Wastes 及び Cotton Cuttings を漂白の上、ブレーカ機 (Breaker) に掛けて棉狀の纖維に還元したるものにして纖維の長短、色合の如何、夾雜物の有無等に依り各種の等級がある。

(百斤ニ付)

一	等	二二・〇〇見當
二	等	二一・〇〇〃
三	等	二〇・〇〇〃

Bleached Broken Wastes	二	等	二一・〇〇〃
	三	等	二〇・〇〇〃
(一) White Cop Broken Wastes	糸彈		

White Cop Broken Wastes とは綿糸紡績又は織物工場産出の上糸を彈棉機に掛けて棉狀の纖維に還元したるものである。

(百斤ニ付)

White Cop Broken Wastes	一	等	二五・〇〇見當
	二	等	二二・〇〇〃
B. Hard Cotton Wastes (Cotton Yarn Wastes)	糸屑		

Hard Cotton Wastes とは紡績又は織物工場産出の木棉の糸屑にして其の中、白色物は綿火藥及セルロイドの原料、充填物又は高級機械類の拭物用に供せられ、或は再製して彈棉となし太糸を紡ぎ浴布、綿ブランケット又は兒童用の綿小倉等に製織せらる。色物は下級緞通に製織せられる外機械拭用として鐵道關係工場、砲兵工廠又は海軍工廠等より相當の需要がある。

之を大別すれば

糸	屑	(一) 上	糸	White Thread Wastes
		(二) 糊	糸	Slasher White Thread Wastes
		(三) 源	平	Light Coloured (Mixed Coloured)
		(四) 色	糸	Coloured

(1) White Thread Wastes 上糸

綿糸紡績産出の白糸屑を White Thread Wastes と言ひ、未加工物、加工物の區別がある。加工物とは比較的悪き糸屑即ち多少撚糸を含み薄汚れがあり、又棉屑等の夾雜物が含まれて居るものにして問屋に於て夾雜物を除去したり又は上物、裾物を混合したり其他色々手入を爲すを以て其の程度によりて幾多の等級が生じるのである。

		(百斤ニ付)	
White Thread Wastes	Untensed 未加工物	Tensed 加工物	一等 二九・〇〇見當
			二等 二七・〇〇
			三等 二三・〇〇
		(百斤ニ付)	
White Thread Wastes	Untensed 未加工物	Tensed 加工物	一等 一八・〇〇
			二等 一八・〇〇
			三等 一八・〇〇

(1) Slasher White Thread Wastes 糊糸

Slasher White Thread Wastes とは綿糸紡績産出の糊付糸屑にして主として Seat の詰物又は紐類の製造原料として使用せられて居る。

Untensed 未加工物 (百斤に付) 一八圓見當

(11) Light Coloured (Mixed Coloured) 源平

Light Coloured とは織物工場産出の糸屑にして黒色又は紺色を除きたる色合、即ち白色、赤色、黄

色等の糸屑の混合せるものを言ふ。

		(百斤ニ付)	
Light Coloured	Untensed 未加工物	Tensed 加工物	一等 一五・〇〇見當
			二等 一四・〇〇
			三等 一二・〇〇
		(百斤ニ付)	
Light Coloured	Untensed 未加工物	Tensed 加工物	一等 一〇・〇〇
			二等 一〇・〇〇
			三等 一〇・〇〇

(14) Coloured 色糸

Coloured とは黒色又は紺色糸の多く混りたる糸屑にして源平糸と共に機械拭物又は下級緞通の製織用として使用せらる。

		(百斤ニ付)	
Coloured	Untensed 未加工物	Tensed 加工物	一等 九・〇〇見當
			二等 八・〇〇
			三等 七・〇〇
		(百斤ニ付)	
Coloured	Untensed 未加工物	Tensed 加工物	一等 六・〇〇
			二等 六・〇〇
			三等 六・〇〇

第二項 Wool Wastes 毛屑

Wool Wastes とは紡毛糸紡績、梳毛糸紡績又は毛織工場等より産出せられたる屑纖維類にして、之等は亦夫々解舒除塵の上、原毛と混合して再び紡績原料として使用される。近年羊毛屑の利用は大い

に進歩し特別上等の毛糸又は羅紗類を除きては殆ど再製纖維を混合使用し、羊毛工業の經營を有利に導いて居る。斯の如く本品は本邦毛織紡績に於て多大の需要を喚起せる現状なる爲輸出は殆ど無き状態である。

因に本品の取引は複雑にして斯業者間に於ては一々見本取引を行へる由。

第三項 Ramie Wastes 麻屑

Ramie Wastes とは麻糸紡績又は麻織物工場産出の屑纖維類である。麻糸紡績に於ては打綿機 (Scourer) 又は梳綿機 (Hackler) より多く生じ、夫々其の性質を異にするが比較的上等のもの之を長絲に加へて更に紡績し、最後に残りたる屑纖維、即ち Ramie Noils と稱せられて居るものは之亦劣等糸を紡ぐ原料とし、或は麻織物工場出の糸屑と共に充填物又は特殊紙の製造原料に使用せらる。現今輸出せられて居るのは Ramie Noils にして生産額及輸出額は共に僅少である。

(百封度ニ付)

Ramie Noils	晒	四〇・〇〇見當
	未晒	二八・〇〇

第四項 Rayon Wastes 人絹屑

Rayon Wastes とは人造絹糸工場又は同織物工場産出の屑纖維類である。此の利用は極く最近の事

にして適當の長さに截斷しステールファイバー代用として毛糸或は絹紡糸と交織せられ特殊の織物製造に用ひらる。人造絹糸の種類に従つてワイスコース屑物、ペンベルグ屑物、其他種々の區別がある。實際上はワイスコース屑物が殆んど大部分を占めて居る。又織物工場出のものには木綿糸が混して居たり油が多少附着して居る等の缺點あるを以て普通夾雜物を除き更に漂白又は洗滌の上使用せらる。

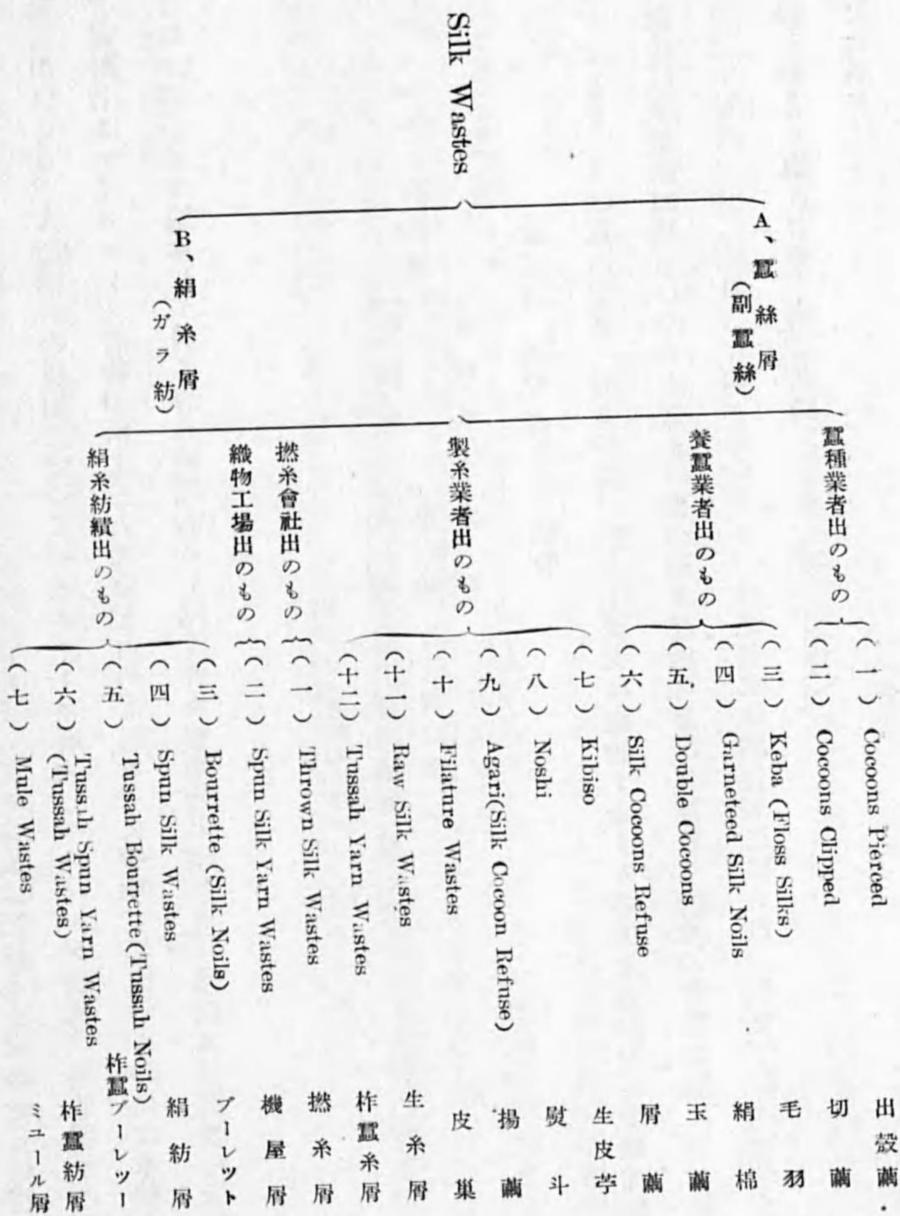
(百封度に付)

ワイスコース屑物	會社モノ	棉屑	四五圓見當
	機場モノ	糸屑	四〇圓
		屑	三五圓

第五項 Silk Wastes 絹屑

Silk Wastes とは蠶糸業者、絹糸紡績、撚糸工場又は織物工場より産出せられたる屑纖維類にして數年前迄は多量輸出せられたるも近年我國の絹糸紡績の發達に連れて内地の需要急激に増加せる爲、本邦輸出は激減を示し輸出品も亦ブレット、生糸屑又は絹棉等に限られ、生皮苧類は反つて支那及伊太利方面より輸入を仰ぐ如き立場となるに至つて居る。

之を大別すれば



A、蠶糸屑

蠶種業者、養蠶業者又は製糸業者が摘出排除したる繭屑又は其他の屑繊維類を蠶糸屑(又は副蠶糸)と稱し、主としてペニー (Peignes) を造る原料に供せらる。此のペニー (展棉又は輸出真棉) は纖維を一定方向に平均に配列せしめたる帶狀棉にして、此の儘輸出せらるゝか又は本邦絹糸紡績に於て更に絹紡糸に製せられ富士絹、銘仙、丹後縮緬、西陣織物等に製織せられる外、縫糸、ピロード、刺繡、編物用糸、ネクタイ、ワイシャツ、其他の交織々物に使用せらる。

(一) Cocoon Pierced 出殻繭

蠶種を採取せんが爲め發蛾せしめたる場合には蛾は繭の一端を喰破つて出るものであるが此の後に残りたる繭殻を指して出殻繭と稱し、最早生糸を繰糸し得ざるものである。之には七五%もの、八〇%ものと言ふが如き糸質 (Fibroin) の割合の如何により又は白物、黄物、春物、秋物又は此等の混合によりて幾多の種類が生じるのである。取引は普通見本により又は其の取扱蠶種業者名によりて値段が定められるのであるが、最近の中心値は百斤に付一四五圓見當である。

(二) Cocoon Clipped 切繭

出殻繭中には僅ではあるが不出蛾が生じるので、之を無くする爲に蠶種業者は適當の時期に態と繭の一端を切つて蛾の容易に外部へ出る様に手配することがある。此の場合に生じたる繭を切繭と言ひ、

出殻繭と殆ど同値である。

(三) Koba (Floss Silks) 毛羽

毛羽とは繭の外層を包む糸縷にして蠶兒が最初に吐糸せる部分である。織度は概ね細く其の取扱に注意を要する。絹紡原料として相當價値あるものであるが、其形態上多くは紬糸原料に混用せらる。

尙此の毛羽を容易く採取せんが爲に紙蕊に捲き取る場合あり、此の毛羽は棒状を呈するを以て棒毛羽 (Bah-Kaba 又は Floss Silk Sticks) の名稱がある。

(百斤ニ付)

毛羽 普通物 三五圓見當

棒毛羽 〃 三二圓 〃

(四) Garneted Silk Noils 絹棉

毛羽には未だ多くの塵埃を含み居れるに付機械を以て精選し良質の棉となす。之を絹棉と稱し眞棉

代用として使用する。

普通物

(百斤ニ付)

六五圓見當

(五) Double Cocoons 玉繭

一名同功繭とも稱せられ二頭の蠶兒が共同して營繭したるものなれば之を繰糸して出來た玉糸は生

糸に比して織度一般に太く類節が多い。而して此の玉繭の中には春繭、秋繭の如き上等物と夏物の如き下等物とがあり、上等物は前述の通り玉糸に製せらるゝも下等物はペニーの原料に使用せらる。最近の中心値は左記の通り。

(百斤ニ付)

玉	繭	春繭	八八圓見當
		秋繭	八〇圓 〃
		夏繭	七二圓 〃

(六) Silk Cocoon Refuse 屑繭

保存悪しかりし爲め繭が腐敗して蛆の湧きたる蛆出繭、鼠が繭の一部を嚙りたる爲繰糸出來なくなりたる鼠喰繭、汚損したり又は蠶兒の不健全に起因して上等の繭を造る事能はざりし俗に殻下繭と稱せられて居るもの等を一括して屑繭と言ふ。最近の値段は次の通り。

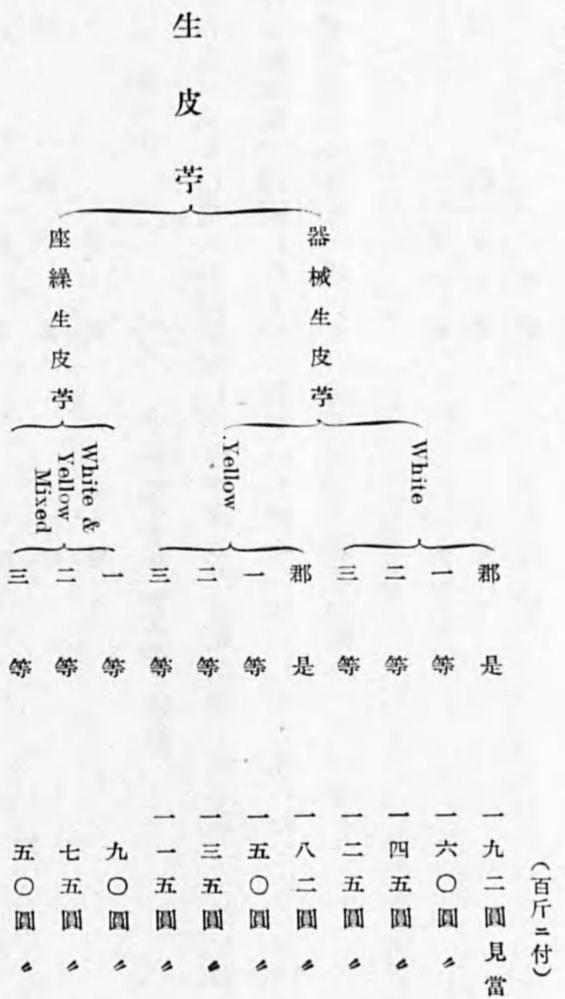
(百斤ニ付)

屑	繭	蛆出繭	七五圓見當
		殻下繭	三五圓 〃
		鼠喰繭	見本取引に限る

(七) Kibiso 生皮芋

生皮芋とは緒糸を索むる際に生じたる屑纖維である。之には器械生皮芋と座繰生皮芋の別があり、

前者は機械繰糸器使用の節生じたるもの、後者は座繰器を以て繰糸したる場合に生じたるものである。最近の相場は



熨斗とは繰糸の際に抄り取りたる緒糸を引延し且之に附着せる不純物を除去したるものにして繊維が長く二尺以上六尺にも達するものがある。近年熨斗の生産は殆ど無く大抵生皮苧の儘取引せられて居る現状なれば最近の値段は不明。

(九) Agari (又は Silk Cocoon Refuse) 揚繭

繭質悪き爲か又は女工の不熟練の結果、製糸の途中に於て繰糸不可能となること有りて此際取除きたる繭を揚繭と言ふのであるが、之には機揚及座揚の二種があり。前者は白色にて機械製糸の際生じたるもの、後者は稍褐色を呈し座繰製糸の際生じたるものである。

揚	繭	機揚	中心値	(百斤ニ付)	四〇圓見當
	座揚		▲	▲	一五圓

(十) Filature Wastes 皮巢又は振棉

皮巢とは揚繭を加工して棉状のものとなしたる屑繊維にして關東地方では皮巢、關西地方では振棉と稱せられて居る。

上物と裾物との間に非常なる値段の開きがある。

皮	巢	郡	是	九五圓見當
	上物			六五圓
	裾物			八圓

(十一) Raw Silk Wastes 生糸屑

製糸工場に於て揚枠に巻取る際生ずる糸屑とか又は生糸を検査所に於て試験に供したる場合に生ず

る糸屑を Raw Silk Wastes と稱しペニ一の原料として使用せらる。

生糸屑	上物 (百斤ニ付)	一六八圓見當
	普通物 ()	一三五圓

(十二) Tussh Yarn Wastes 柞蠶糸屑

柞蠶糸の屑物にして生糸屑の場合と同様、製糸工場に於て又は検査所の試験の際に生じたるものである。之は織度太く且強靱にして長く使用に耐へ、且廉價である等の特徴あるが色澤が劣り漂白困難なる缺點がある。

普通物 (百斤に付) 八五圓見當

B、絹糸屑

絹糸紡績、燃糸工場又は織物工場産出の屑纖維類を絹糸屑 (又はガラ紡) と稱す。大体纖維の短きものなれば主として紬糸等の如き太糸を紡ぐ原料又は羊毛屑糸等に混じて特殊織物の製造に供せらる。而して之によりて造られたる子供服地、肌着地、帽子其他は格安に提供出来るを以て一般消費者により非常に歓迎を受けて居る。

(一) Thrown Silk Wastes 燃糸屑

燃糸屑とは燃糸工場出の絹糸屑を言ふのである。

普通物 (百斤に付) 二〇圓見當

(一) Spun Silk Yarn Wastes 機屋屑

機屋屑とは織物工場に於て生産せられたる絹の屑糸である。

普通物 (百斤に付) 一三圓見當

(三) Bourette (Silk Noils) ペニ一メント

絹糸紡績に於て蠶糸屑を原料としてペニ一を取りたる残りの屑纖維を Bourette と稱し主として紬糸其他太糸紡績の原料として用ひらる。

ブーレット	上物 (百斤ニ付)	七五圓見當
	普通物 ()	五〇圓
裾物	()	二五圓

(四) Spun Silk Wastes 絹紡屑

ペニ一より紡糸を造る迄の種々なる工程中に生じたる屑纖維を絹紡屑と稱す。之には單糸屑、双子屑の別がある。輸出向は主として單糸屑、内地ガラ紡に於ては双子屑を使用する。

普通物 (Singles & Doubles Mixed) (百斤に付) 五〇圓見當

(五) Tussh Bourette (Tussh Noils) 柞蠶ブーレット

柞蠶ブーレットとは柞蠶繭屑より柞蠶ペニ一を取りたる際に生ずる屑纖維にして太糸紡績の原料の

外、ゴム靴の蕊等を使用せらる。

柞蠶ブーレット	上物	(百斤ニ付)	六五四見當
	裾物	()	三五圓

(六) Tussah Spun Yarn Wastes (Tussah Wastes) 柞蠶紡屑

柞蠶紡屑とは柞蠶ペニーより紡絹糸を造る迄の工程中に生じたる屑纖維を言ふものにして単糸屑、双子屑の區別がある。

普通物	(Singles & Doubles Mixed)	(百斤に付)	四〇圓見當
普通物	(七) Mule Wastes	ニュール屑	

ブーレットを原料として紬糸を造る際に生ずる屑纖維を Mule Wastes と稱し、之亦稍下等の太糸を紡ぐ原料に供せらる。

普通物	(百斤に付)	三〇圓見當
-----	--------	-------

第六項 Baggings ヲロス

Baggings とは Gummy を用ひて造りたる袋又は布にして、之には左記の如き三種類がある。

Baggings	(一) Gummy Baggings (Free of Burlap.)	(千封度ニ付)	三五圓見當
	(二) Old Cotton Tares (Burlap.)		三八圓
	(三) Old Wool Tares (Australian Wool Pouches)		八〇圓

(一) Gummy Baggings (Free of Burlap.)

Gummy Baggings は一名アメリカ・ゴロスとも稱せられ、極く目の荒き袋にして米棉の包装に使用せられたるものである。主に北米に輸出せられ、同地では之を解して更に新しく Gummy Baggings の原料に使用して居る。

(二) Old Cotton Tares (Burlap.)

Old Cotton Tares とは矢張り Gummy を以て造られたる目の細かさ布にして之も亦 Gummy Baggings と共に米棉の外装に使用し、俗に「アテ」とも言はれて居るものである。本邦に於ては専ら製紙原料に使用せられて居る。

(三) Old Wool Tares (Australian Wool Pouches)

Old Wool Tares とは羊毛を濠洲又は南亞より輸入する際に使用せられたる Baggings にして極く木目の細き頑丈な袋である、故に金物入其他種々の入物に使用されて居る。

第三章 集散並に加工状況

第一節 Rags の出廻

全國に於ける多數の屑買(テンヤ)又は拾屋と稱する貧民により蒐集せられたる種々の廢物は先づ

各地に散在せる寄せ屋に賣却せられ、寄せ屋は之等の廢物を組合又は自己の消毒所に於て消毒し、其中より *Pags* を選別の上仲買人の手を経て或は直接問屋に賣込むのである。

問屋は此等の買入れたる *Pags* を更に内地向と輸出向に選別し、内地向品は毛織會社、製紙會社等へ原料用として、又鐵道工場、陸海軍工廠及其他の諸工場へ拭物用として賣捌き、輸出品は漂白、洗滌等の加工を施し又は生地の儘適當に包裝して輸出業者に賣込むものにして、中には自ら輸出を爲すものも少數ある。

第二節 *Wastes* の出廻

Wastes は主として各種紡績會社、織物工場又は蠶糸取扱業者等に於て生産せられるものにして此の買付は各商品により多少の相違はあるが大體上記の如き會社又は工場に出入せる商人が相對又は入札によりて買取り之を更に輸出業者に賣込むものとす。

Wastes を生産する主なる紡績會社名及び織物又は蠶糸屑の産地を掲ぐれば

綿糸紡績

鐘紡、東洋紡、福島紡、大日本紡、日出紡、和歌山紡織、日華紡、名古屋紡、岸和田紡、和泉紡、富士紡、日清紡、錦華紡、倉敷紡、内外棉、天滿織物、明正紡等。

毛織紡績

東京モス、新興毛織、日本毛織、伊丹製絨、東洋モス、共立モス、合同毛織、昭和毛織、大阪毛織、中央毛糸等。

麻糸紡績

帝國製麻、東京麻糸紡績、第一ラミー紡績等。

絹糸紡績

富士紡、大日本紡、東洋紡、關東紡績、信濃絹糸、昭和絹糸、近江絹糸、上州絹糸、日本絹糸等。

人造絹糸

帝國人絹、三重人絹、東洋レーヨン、東京人絹、日本レーヨン、倉敷絹織、旭絹織等。

織物工場

織物工場出の *Wastes* は糸屑類にして其の主なる産地は左の如し。

大阪府、兵庫縣、奈良縣、岐阜縣、和歌山縣、愛媛縣、徳島縣、福岡縣、三重縣、愛知縣、静岡縣、福井縣、富山縣、栃木縣、埼玉縣等。

蠶糸屑

右の生産地は繭の集散地及製糸工場の所在地にして左記府縣が主なるものである。

山梨縣、群馬縣、埼玉縣、京都府、愛知縣、静岡縣、三重縣、宮城縣、福島縣、香川縣、愛媛縣、

徳島縣、島根縣、熊本縣、鹿兒島縣等。

而して *Wastes* の中 *Wool Wastes* 及 *Ramie Wastes* は内地の需要を充すのみにて輸出は殆どなく *Silk Wastes* も本邦絹糸紡績の發達と共に年々輸出額減少を示して居る。 *Cotton Wastes* 及 *Rayon Wastes* は内地に於ても相當の需要有るが生産高大なるを以て、目下相當額の輸出を見つつある。尙 *Bagging* の如きも同様にして仲介人が各紡績より買集めたるものを更に輸出業者が買取り之を北米又は偶に印度へ輸出せる現状である。

第三節 出廻時期

Rags 及 *Wastes* は年中生産せられるものであるが、仔細に觀察する時は其の中にも矢張り出廻時期のある事に氣が付かれるであらう。即ち *Rags* は吾々の衣更への季節である春、秋に至れば着古しの冬衣、夏衣又は蚊帳等の廢物の出廻り最も旺盛となる。

Wastes の中紡績産出の屑纖維類及 *Bagging* は各紡績の決算期前の拂下量最も多く、機屋に於ては冬物及夏物製織の關係上、前者より出る屑糸類は十一月より十二月に互り、後者は四月より五月にかけて多く出る。又屑繭類は蠶繭出廻の時期、即ち六、七、八、九の各月間に殆ど出盡し、製糸屑は七、八、九の三ヶ月間産出量最も多し。

第四節 漂白工程

Wastes の中には油棉の如き汚れたるものも含まれて居るが、大体から言つて紡績出の原纖維屑又は機屋出の比較的汚れの少なき糸屑なるを以て此等取扱業者間に於ては漂白洗滌等の工程を経ずして其儘輸出する場合多し *Wiping Rags* の如きは問屋に於て漂白又は洗滌の上輸出する習慣となり居れるに付、左に其の漂白工程の概略を述べんとするのである。

即ち寄せ屋又は問屋に於て選別せられ更に所要の寸法に截斷せられたる *Wastes Rags* は *Rags* 十貫に對し苛性曹達約三百匁の割合にて溶解したる液を以て一時間乃至一時間半煮沸し、次に粉末石鹼の液を以て卅分乃至一時間洗滌し、之を更に晒粉液に硫酸を極く少量入れたるものの中に十時間乃至十五時間浸す時は特殊の染料物を除き大抵の色物は漂白せられるを以て之を取り出し最後に水洗機にて洗滌の上乾燥するのである。若し水洗不完全にして晒粉又は硫酸の殘る時は生地に害を與へるを以て充分洗滌の必要がある。

第五節 消毒取扱竝に取締狀況

Wastes は各種紡績又は織物工場産出の比較的清潔なる屑纖維類なるを以て消毒せざるを普通とせるが、之に反して *Rags* は殆ど使ひ古しの汚物なる故必ず消毒する事になつて居る。即ち屑買によりて聚集せられたる *Rags* は公立の或は組合の、若くは所轄警察署より特に認可せられたる個人商店の消毒所に於て蒸氣又は藥品にて消毒せられるを以て病毒媒介の危険は殆ど除去せられるのである。

次に輸出檻樓に於ては其の中 *Wipers* は更に漂白又は洗滌等の操作を経たるものなれば完全に消毒せられたるものと看做す事が出来る。漂白又は洗滌未済の *Wipers* 或は *Roofing Papers* の如き生のものにありては選別の儘荷造仕上げの上昇水を撒布する程度に止まる現状なるも該品は比較的輸出量少なく日常之が施行に付ては府縣當局又は同業者の組合に於て嚴密督勵に努めつつあるを以て我國に於ては此等 *Papers* の輸出に際し更に消毒を施行すべき規定はなく、只仕向先國の意向に依り又は傳染病の流行せる時に限り指定の消毒所、所轄警察署又は仕向國の領事館等の消毒證明書の添付を必要とする場合がある。數年前米國向のものに對し米國領事が *A. C. Sim & Co.* をして本品の消毒を行はしめ、然る後輸出を許可せし如きは其の一例である。

尙傳染病者が汚染し又は汚染の疑ある衣類又は古蒲團其他にありては傳染病豫防規則の命ずる所に從ひ警察官吏指示の下に焼却するか、若くは嚴重消毒したる後に非ざれば他に移轉するを許さざるを以て未消毒のもの市場に出づる事殆ど無き状態である。而して本品取扱業者の消毒方法は石炭酸を撒布し之を一晝夜乃至二晝夜位物置等に放置し、更に清水を以て洗滌したる上、日光にて乾燥し荷造、出荷するもの又は苛性カリを以て充分洗滌を爲したる上、更に蒸氣消毒を行ふもの、或は公立の消毒所に於てはフォルムアルデヒート瓦斯消毒を行ふもの等種々の手段を講じ殺菌の目的を達し居れる由である。

參考資料

附錄(一) 屑物營業取締規則參照相成度。

第四章 輸出關係

第一節 荷造

Papers 及 *Wastes* に對する本邦船會社の運賃を定むる標準は重量でなく容積を以て定める。

即ち四十才が一噸である。されば壓縮に差支なき本品に對しては機械力を用ひる必要生じたるも、何分設備に多額の費用を要するを以て大資本を擁する問屋にあらざれば不可能の事にして、茲に荷造専門の商社の設立を見るに至つた次第である。

神戸には共同貿易梱包株式會社及び宮本組梱包部があり、輸出向の *Papers* 及 *Wastes* は大抵之等を利用して居る現状であるが、*Papers* の中にもさまざま壓縮を必要とせざる種類のものもあり、内地輸送又は支那方面等の近距離向のものにありては上記梱包會社の手を経ずとも問屋備付の比較的簡單なる機械にて充分用が足りるのである。

而して *Papers* の一梱と稱するも品物により、又は仕向先の習慣により重量竝に壓縮の程度を異にし *Papers* 及 *Baggings* の如く安價品は出来る丈け壓縮の度を強くして大抵五百六十封度程度を以て一梱

となし Silk Wastes, Rayon Wastes, 彈棉等の如き比較的高價なる品は三百封度乃至四百封度を限度とし壓縮の度合を弱くして纖維の損傷を防ぎ消費者側に於て解棉を容易ならしめて居る。
Wipers には北米向と歐洲向とにより區別あるが、米國向は伸展して積重ねたる布片を五十封度を以て一束とし更に之れを十束合せて都合五百封度を以て一梱となし、歐洲向は五十六封度のもの十束合して計五百六十封度を以て一梱として居る。Wipers 以外の Roofing Rags 及 Wastes はバラの儘機械にて壓縮し外装はゴロスを以て包み帶鐵を施す習慣である。
左に一梱の重量を商品別に記せば、

- Wiping Rags Net 五〇〇封度 (北米向) 乃至五六〇封度 (歐洲向)
- Roofing Rags Gross 五八〇封度乃至六二〇封度 (北米向)
- Woollen Rags Net 五〇〇封度 (北米向) 乃至五六〇封度 (歐洲向)
- Linon Rags Net 五〇〇封度 (北米向) 乃至五六〇封度 (歐洲向)
- Old Clothes 二五貫匁 (多少の増減あり)
- Hard Cotton Wastes Net 五六〇封度 (歐米共)
- Soft Cotton Wastes 高級彈棉 Net 四〇〇封度、他は Net 四八〇封度 (歐米共)
- Wool Wastes Net 四〇〇封度 (歐米共)

- Ramie Wastes Net 四〇〇封度 (歐米共)
- Rayon Wastes Net 四〇〇封度 (歐米共)
- Silk Wastes 生皮等、絹棉、繭屑等 Net 三〇〇封度 プレート、絹紡屑、其他四〇〇封度 (歐米共)
- Baggings Gross 五八〇封度乃至六二〇封度

參考資料

共同貿易梱包株式會社及宮本組梱包部の協定荷造値段表

品名	値段	摘要
伸ボロ	三、〇〇	見當
伸ボロ	三、二〇	正味五〇〇封度入
ルーフィングラッグ	二、〇〇	五六〇封度入
油棉	三、四〇	正味四八〇封度入
彈棉	三、四〇	四〇〇封度入
篩棉	三、四〇	
落棉	三、四〇	
糸屑	三、四〇	
米棉	二、六〇	五六〇封度入
眞棉	四、八〇	
繭屑	六、八〇	

キ ビ ソ	四、八〇見當	
人造絹糸屑	三四〇	正味四〇〇封度入
ブレット屑	三四〇	
ラミール屑	三四〇	
羅紗屑	三八〇	五六〇封度入
ネ ル	三六〇	
莫 大 小 屑	三六〇	

第二節 運費

Rags 及 Wastes は價格低廉なるに比し大なる容積を占むるものなるを以て出来るだけ荷造機械を以て壓縮、運賃を引き下げる様努めつつある事は已に述べたる處なるが、尙 Roofing Rags の如き一層價格の低きものは歐洲等の如き遠隔の地に輸出するには運賃高となりて採算取れず已むを得ず北米のみに輸出せられて居る現状である。

又船會社に付て言へば北米向に於て未だ運賃同盟に加入せざる船會社ありて互に競争割引をなし貨物の吸収に努めて居る。

本品の如き性質のものに取りては此の運賃率が非常に影響を與へるものなるを以て一日も早く全船會社間に運賃協定が成立し不統一より來る悪影響の除去せられん事を望む次第である。本品に對する郵船及商船の運賃表を示せば左の如し。

郵船に於ける Rags 及 Wastes 運賃表 (一噸に付)

Atlantic Coast	\$ 6.50	For India	Nil.
Pacific Coast	\$ 3.00	For Australia	Nil.
London Liverpool Hamburg Antwerp	42s/-d.	For China	
Liverpool		For Tsingtao	¥ 5.50 (Old clothes)
(Tranship at London) (5s/-d addition)		—	¥ 7.20 (Wipers)
		For Shanghai	¥ 5.50 (Old clothes)

商船に於ける Rags 及 Wastes 運賃表 (一噸に付)

Atlantic Coast	\$ 6.50 net	Brisbane	45s/-(10% Deferred Rebate)
Pacific Coast	Rate on application (about \$ 3.50) net	Sydney	Melbourne 40s/-(10%)
East Africa	¥ 30.-(10% Deferred Rebate)	Calcutta	Rangoon ¥ 20.-(10%)
South Africa (for Beira)	¥ 35.-(10%)	Bombay	¥ 24.-(10%)
for Durban Cape Town	¥ 37.45(10%)	Colombo	¥ 20.-(10%)
South America	¥ 35.-(10%)	Singapore	¥ 12.50(5% Cash Rebate)
Bangkok Saigon	¥ 8.50 net	Penang	¥ 17.50(5%)

第三節 取引

第一項 相場

各品の値段は便宜上、種類別の處に一々記入せしを以て此處では、賣買單位及相場の動因のみに就て述べる。

A、賣買單位

Rags 及 Wastes 界の内地取引状態は全く統一を欲し各取扱業者夫々独自の種類及等級を作り居れるが其の賣買單位にも次の如き種類あり。即ち Rags は十貫建、百斤(十六貫)建又は百封度建、Wastes は十貫建又は百斤(十六貫)建、Baggings は千貫建又は千封度建。斯の如き單位を以て相手により何れにても取引なし居れる現状である。

海外取引に於ては Rags は一封度建、百封度建及歐洲向の中には百十二封度建を以てすることがある。Wastes は一封度建、百封度建以外に歐洲向に對しては一疋の單位を使用することがあり、又 Baggings は對外的には百封度建を以て取引することになつて居る。

B、相場の動因

Rags 及 Wastes の相場の變動は主として左記原因に基く。

(一) 海外需要の如何。

(二) 内地の供給状態並に需要如何。

(三) Rags 及 Wastes は棉花、羊毛、生絲、人造羊毛等の代用品なれば此等の相場に連れて變動する。

(四) 對外爲替相場も間接に影響する。

(五) 中華民國の銀相場の如何は同地産出の Cotton Wastes 及 Silk Wastes の本邦輸入數量の増減となり相場に變動を與へる原因となる。

(六) 問屋の取引は先物取引なるが現物引渡期日に豫定の出廻り無き場合。

(七) 仕向地の關稅の變更。

第二項 内地取引

寄せ屋又は問屋にありては Rags 及 Wastes の中より内地向品と輸出向品とを選別し、内地向品は主として太系紡績、毛織紡績又は製紙會社等へ原料として、又或ものは各種機械工場、鐵道工場、砲兵工廠、海軍工廠等へ拭物又は綿火藥等の原料として夫々適品を納入す。

輸出向品は漂白其他の手入を加へ輸出商へ賣込むものにして此等は太抵梱包會社に於て本品の梱包前双方立會ひ検査の上値段を決定する習慣がある。

決済は現金取引を原則とせるも、地方より送附し來るものに對しては普通、荷爲替取組又は着荷後

送金することにして居るが、之等内地斯業者間の取引は比較的圓滑に行はれて居る模様である。

第三項 海外取引

Rags 及 Wastes に於ては其の性質上嚴格に一定の品位を定むる事は困難にして殊に其の中に含まるゝ水分關係の如きに至つては本邦氣候濕潤に富むを以て多分に影響を受け到着地に於ける此の水分又は目減に關し屢々契約違反となるが如き場合が生ずる。

又 Rags の海外荷受人中には Tow が可なり多くて持前の惡辣なる手段を弄するものもあり、一般から言つて Claim の付き安きものなれば L/C Basis にて取引す可き性質のものである。従つて現今之が取引に付て見るも確實なる Agent を經由せるもの以外は信用狀取引に限られ、九〇%の L/C が普通なるやの由なるが、本行取引先の如きは大抵全額の L/C を徴收せる模様である。九〇% L/C の取引に付ては殆ど確定的に二、三割の Claim を申越し、結局残りの一〇%の支拂を爲さざるを通例として居る。されば九〇%の L/C を受け取りたる本邦輸出業者中には動もすれば包装中に一〇%に相當する惡質のもの或は態と水分を含ましむる等の卑劣なる手段を講ずる者も出で來り、本邦一般斯業者の信用を失墜せんとしつゝあるは遺憾とする處である。

Wastes の海外荷受人は Rags の場合に比し相手方の信用程度一般に高く比較的 Claim も少き由なるも矢張り大部分は L/C による取引が多い。此等の輸出商の中には成る可く Claim を少くする意味に

於て本品を輸出するに當り本邦の海事協會又は神戸港にありては Geo. H. Whymark, W. W. Campbell, F. Oveston & Co., Ltd. 等の如き商社所屬の Surveyors が發行する Survey Report を添付するものあり、又或ものは仕向先と豫め協定をなし取引は全額 L/C によるも送荷品が見本に比し惡き際には仕向地に於て Arbitration に掛けて解決を計り居れるものもある。

備考

目下神戸港に於ける前記 Surveyors の手数料は金額及品物の數量により多少異なるも大体一件に付三十圓乃至五十圓、仕向地に於て Arbitration に掛けたる場合は一件に付輸出商側約 \$ 2.2/- Appeal したる場合に判決に負けたるもの約 \$ 3.3/- 負擔の定めである。尙 Arbitration に於ては重量一%、品質一封度に付き 1/16 L. 迄は輸入商側負擔の事となり居れる由。

第四項 仕向地と品名

Rags 及 Wastes の主なる仕向地並に仕向品名左の如し。

北米合衆國	Wiping Rags, Roofing Rags, Cotton Wastes, Silk Wastes,
	Wool Wastes, Rayon Wastes, Rarnie Wastes.
加 奈 陀	Wiping Rags, Cotton Wastes.
英 吉 利	Wiping Rags, Cotton Wastes, Woollen Rags.
獨 逸	Wiping Rags, Cotton Wastes, Rayon Wastes, Woollen Rags, Wool Wastes.

白	耳	義	Wiping Rags, Cotton Wastes, Silk Wastes, Rayon Wastes, Linnie Wastes.
和	蘭	蘭	Cotton Wastes, Woolen Rags.
佛	西	蘭	Wiping Rags, Cotton Wastes, Silk Wastes, Rayon Wastes, Wool Wastes.
伊	太	利	Wiping Rags, Cotton Wastes, Rayon Wastes, Wool Wastes, Linnie Wastes.
濠	洲		Wiping Rags, Cotton Wastes.
瑞	典		Cotton Wastes.
埃	及		Silk Wastes.
中	華	民	Old Clothes.
滿	洲	國	Wiping Rags, Cotton Wastes, Old clothes.
關	東	州	Wiping Rags, Cotton Wastes, Old clothes.

第四節 輸出關係のRags及Wastesの近況

昭和六年末の金輸出再禁止以來對外爲替慘落の結果は引續きて Rags 及 Cotton Wastes の輸出増進を見て居るが、本年度の Rags は年初より海外向輸出好調を示し、本品の消化至極良好とあつて商勢堅調を保持し二月になりても氣配引續き強調を辿つて、アメリカ筋の引合以外に歐洲方面小口ではあるが相當良く賣行を見た。三月中は木棉襪襦多少引合薄の感ありたるも莫大小及蚊帳方面の需要は依然侮り難きものがあり、四月に這入つてからも順調裡に推移して居たが、終頃一般環境が冴えない

のと季節關係より品出廻が稍々増加せる爲め相場は一寸下押しを免れないものと觀られてゐる。

Cotton Wastes の商況は昨秋海外實需筋に相當手當されたる跡として舊臘以來輸出不振商狀を呈したるも二月頃からマンチエスター方面より相當の引合がありたる處へ獨逸に於ては棉及屑棉類の如き工業原料及同半製品の買付を禁止（本年三月二十四日より同五月五日迄）すると言ふ事が事前に判明せし爲、二月、三月中同國商人の本品に對する見越輸入をなせるもの多く、従つて三月、四月には既約物の積出激増するに至り、市中では品薄を示して商勢硬化し相場睨り含みを呈した。

Silk Wastes は數年前迄は海外向多額の輸出をなせしが、之亦昭和七年以來の對外爲替安に乗じて絹紡糸の入註激増せしを以て内地不況にも不拘本邦絹紡會社は盛に増産を計畫して之が要求に應じた爲、其の原料である本品の使用量は急激に増加し遂に内地生産の蠶糸屑のみにては不足するに至り、之が補充として已むを得ず中華民國、滿洲國又は遠く伊太利方面より輸入を仰ぐに至れる程にて、従つて本邦より輸出せられつゝある品は絹紡産出のブレットに限られて居る現狀である。而してブレットの輸出は昨年末品拂底にて相場も高値を唱へ一般に時期待ちの商狀を續けたる爲一月中の輸出額僅少なりしも漸次ブレット賣物の増加と地元の態度軟化に伴はれ轉開模様となりたる爲、海外よりの需要増加し二月、三月中約定品の輸出手當買物相當ありたるも之れが爲め地元としては端境季を

控へて著しく賣物拂底を來し相場も強唱へとなりたれば海外筋の新規引合は皆無の状態に陥り業界不味閑散を呈したる爲、四月中の輸出額は激減を示すに至つた。

左に全國竝に神戸港輸出 Rags, Cotton Wastes 及 Silk Wastes の過去四ヶ月間の金額比較表を掲ぐれば (單位圓)

Rags		Cotton Wastes		Silk Wastes	
全 國	神 戸 港	全 國	神 戸 港	全 國	神 戸 港
昭和九年 一 月	六〇〇、八二二	四七一、七八五	二七二、二一〇	一六、八〇八	六、六〇〇
二 月	五八六、五六一	四四八、九一六	四七〇、二六七	三四、八三三	—
三 月	六六七、二三六	五一〇、四三二	五三二、九四二	四六、〇九三	—
四 月	六七〇、五九七	四七七、五五二	六六四、九〇四	八、〇〇〇	—

參考資料、米國に於ける Rags の近況

一、米國襪襦拭物界近況 (昭和九年四月二十一日大正實業新報所載)

今や米國斯界は各種工業回復の機運に向ひ且つ N R A の強化は期せずしてワイバー類の實需増となり加ふるに大小投機筋の思惑的賣買は市場を賑はせ斯くて近來の好況は齎らせらるゝに至り各方面に喜色漲りつゝあり。市價は漸騰歩調を緩めず市場は現物の品薄を反映して日々に高く、少量の賣物に對しても多くの買手の蟬集を見る有様である。獨り輸入筋は昨年秋以來の襪襦低落に一入の嫌氣と對外爲替の漸落に輸入採算不引合を生じたる結果期せずして輸入制限となり爲めに市價維持の役目を務めたりしも今春に入りて市價の回復豫想外に早く爲めに輸入手當の暇もなく、遅れ走せに買附に従事せる頃は海外のポロ價も既に昂騰氣味となり豫定數量の買込みに不足せる向もありて氣の毒の觀あり、此の反面にかつて長日月間悲運の極に沈淪せし洗濯及漂白業者は此の時とばかりに彼等の古ストックの一掃に市場に進出し而かも彼等自身の欲するまゝの高價を支出する者のみに賣却し充分の利益を得しつゝあり。かゝる悲喜兩様の状態を現出しつゝある紐育市場にありて常に其の鋭鋒たゞならぬもあるブロウカー筋も今や施す術なく全く鳴を潜めその姿を没し去れるも異常の情景の一つとして注目されつゝあり。

手持筋の各種ポロは全く市價の最高値段を以て確實に消化されつゝあれば此れ亦近き將來に彼等の

ストックも完全に出盡くす物と思はる。されば手持筋の得意満面察するに餘りあるもの多い次第である。

かくて紐育市場を検討するに地物白ワイバー未洗濯品すら今や六弗五拾仙の呼聲あり、同二等品五弗二十五仙を支出するにあらざれば到底入手不可能である。色ワイバー一等品五弗五十仙、同二等品四弗貳拾五仙唱へも決して高くはない。

既輸入ボロは全く消化しつくされたる旨は前述の如くである。未到着品の入荷の日も追々と近づき且つその數量も夥しきものあるべしとの見込なれば今後の市價の騰落は偏へに其等に對する實需量如何に懸かるもの多しとの玄人筋の觀察は一致してゐる。但し目下の漸騰歩調は猶暫時は繼續するものと思はれる。

二、米國ルーフイング界近況（昭和九年四月十一日大正實業新報所載）

過般數週間に涉りて米國東部諸洲を埋め盡せる氷雪が如何に多く其等地方の交通運輸を阻害し同時に多數の商人に損害を蒙らせしか想像に餘りあるものあり、就中ルーフイングラッグの如き低價の商品に對する影響は甚大なるものがある。さはさりながら此の天のなせる惡戯？ が識らずの裡に

自然の出荷統制の役目を招來し、かくて市價の昂騰を齎らす結果となるが如き變態的市場コンディションを呈してゐるのである。

この狀勢を觀取するに敏なる買手側は賣手側より一步先んじて高値の支出を敢てし以て多量の買付をなし前途の需要に應ぜんと欲す。されば彼等の買入値は目下の市場をリードするものとして注視的となつてゐる。かくて紐育ブローカーはフェルト工場筋の需要増を見越し自己の買入ラッグ類の値段の上に如實に高値を織込み即ち大口數量の纏つた物に對しては「込縞子」毎百ポンド八十五仙「木綿衣類込み」一弗二十五仙—三十仙と云ふ近來の高値の支出をも敢て辭せない、仕立層屋は五十五仙見當で相當買付け得る見込みがある「黒木綿沓下」は品薄のため百ポンド三弗五十七仙と云ふ實に前報に比して一弗方の大巾の暴騰となれり「古人絹下着類」は世界各方面にて今や「ステブル、ファイバー」製造の機運に到達せる事に關聯してその原料品として使用され得べきかを見越して未曾有の思惑熱を煽り一舉に約倍額の八弗五十仙と云ふ驚異的新高値唱となつた。同一系統の「古絹沓下人絹交り」は唯一の顧客である日本筋注文が同國の生糸安にたゞられて賣行き捗々しからず漸く前値を上廻る程度の四弗五十仙—五弗唱である、尙輸入されたるフェルト原料用の外國産ルーフイングラッグ類は總て高保合に終始してゐることは云ふ迄もない。

第五節 輸出檻樓竝にウエストに關する統計

以下の統計表は大藏省編纂外國貿易月表及び神戸税關外國貿易月表等に基づき作成せるものなり。

全國竝に神戸港より輸出せられる Rags, Cotton Wastes 及び
Silk Wastes の過去十年間の數量竝に金額比較表

單位 (數量百斤)
金額圓

年 度	Rags (全 國)		Rags (神 戸)		Cotton Wastes (全 國)		Cotton Wastes (神 戸)		Silk Wastes (全 國)		Silk Wastes (神 戸)	
	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額
昭 和 八 年 度	664,788	6,328,158	428,977	4,539,607	275,400	4,112,732	266,712	3,968,998	3,929	216,566	62	11,024
〃 七 〃	549,330	5,348,133	418,497	4,235,039	185,141	2,215,831	177,967	2,111,567	3,333	219,362	440	107,598
〃 六 〃	529,574	4,963,429	397,238	4,135,771	142,632	1,580,342	129,496	1,399,855	4,638	466,647	2,268	355,334
〃 五 〃	624,084	5,277,402	346,806	3,774,041	272,656	3,312,133	208,931	2,953,528	22,806	3,362,826	5,524	1,140,610
〃 四 〃	805,857	9,818,437	669,947	8,447,885	281,923	5,096,245	258,250	4,586,869	53,252	8,370,802	9,063	1,342,763
〃 三 〃	729,845	8,426,425	640,303	7,511,498	263,196	4,757,904	236,207	4,179,766	65,323	9,932,117	10,464	1,548,182
〃 二 〃	記 録		ナ シ		273,974	5,212,536	241,698	4,567,667	61,569	10,073,363	13,664	2,944,458
〃 元 〃	記 録		ナ シ		181,398	4,080,641	175,138	3,937,745	59,404	14,648,945	13,998	3,002,825
大 正 十 四 年	記 録		ナ シ		177,444	4,472,254	171,620	4,296,659	95,329	28,488,524	14,781	2,915,719
〃 十 三 年	記 録		ナ シ		127,645	3,587,000	116,661	3,344,107	86,887	19,432,000	33,835	8,222,120

過去六ヶ年間に於ける神戸港輸出 Rags 仕向地別表

單位 (數量百斤)
(金額圓)

仕向地別	數量						金額					
	八年	七年	六年	五年	四年	三年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
中華民國	34,944	45,269	37,146	26,136	15,700	9,088	356,294	584,765	486,127	289,290	212,886	182,626
滿洲國	7,191	—	—	—	—	—	25,473	—	—	—	—	—
關東州	10,121	4,293	280	2,638	2,944	2,808	142,366	61,292	2,266	23,647	51,282	47,393
英吉利	55,423	34,233	12,055	12,934	19,974	7,752	602,191	406,928	160,999	136,693	249,327	131,509
獨逸	4,141	931	1,030	1,264	3,920	1,997	47,139	9,202	11,302	14,147	73,271	45,094
白耳義	696	436	1,509	622	1,643	748	8,660	6,180	20,235	4,810	19,910	9,960
伊太利	5,283	818	237	719	4,950	2,140	63,360	10,000	2,612	11,710	81,517	41,718
北米合衆國	289,287	295,525	329,845	279,243	604,124	590,605	2,901,682	2,758,952	3,282,274	3,048,598	7,588,580	6,758,158
加奈陀	7,994	20,901	11,540	19,924	14,543	15,767	97,984	201,956	118,227	205,934	146,354	214,763
濠洲	1,874	2,340	1,952	73	180	150	23,967	31,096	28,066	925	5,860	3,969
佛蘭西	9,331	3,855	1,005	395	265	983	101,721	38,701	16,005	4,373	3,640	8,800
其他諸國	2,692	9,896	639	2,858	1,704	8,265	168,770	125,967	7,558	33,914	15,258	67,508
計	428,977	418,497	397,238	346,806	669,947	640,303	4,539,607	4,235,039	4,135,771	3,774,041	8,447,885	7,511,498
全國輸出額	664,788	549,330	529,574	624,084	805,847	729,845	6,328,158	5,348,133	4,963,429	5,277,402	9,818,437	8,426,425

過去六ヶ年間に於ける神戸港輸出 Cotton Wastes 仕向地別表

單位(數量百斤)
金額圓

仕向地名	數量						金額					
	八年	七年	六年	五年	四年	三年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
海峽殖民地	969	428	1,002	559	1,455	4,320	15,678	4,685	12,088	14,417	70,070	46,047
喜望峯殖民地	388	111	164	15	—	—	6,657	1,389	2,795	244	—	—
他のアフリカ	3,228	—	—	—	—	—	49,116	—	—	—	—	—
英吉利	63,590	62,684	32,467	36,054	51,652	44,795	1,177,875	876,124	464,728	780,622	1,218,056	963,751
北米合衆國	40,710	10,497	20,966	52,545	41,633	45,069	395,495	85,642	240,469	713,904	633,099	711,652
加奈陀	553	1,439	724	1,450	2,633	—	9,260	16,096	7,686	26,071	28,152	—
香港	34	—	—	166	907	139	610	—	—	4,000	17,420	3,675
比律賓諸島	1,167	1,056	1,467	3,771	1,793	2,278	20,823	14,664	19,383	41,370	36,553	50,047
濠太刺利	20,333	14,808	7,047	5,784	6,314	5,227	313,742	185,326	93,782	83,895	130,875	122,225
中華民國	1,406	2,270	514	1,651	3,935	1,794	17,680	23,951	5,208	38,035	58,332	26,218
滿洲	2,533	—	—	—	—	—	38,002	—	—	—	—	—
關東州	1,325	658	163	514	1,864	745	24,113	5,870	2,300	7,313	36,070	22,775
蘭領印度	1,830	1,522	1,278	2,187	4,907	6,836	24,399	16,759	19,375	55,104	97,439	97,848
暹羅	—	—	—	217	—	84	—	—	—	5,117	—	2,225
和蘭	7,700	3,161	4,174	4,253	4,494	—	112,333	33,350	45,973	66,760	92,213	—
英領印度	1,484	11	—	12	591	360	24,337	200	—	165	17,848	8,987
白耳義	23,916	15,403	12,495	24,713	28,879	20,399	326,684	147,662	86,982	262,743	379,486	315,889
獨逸	66,385	45,886	33,014	49,940	83,990	88,459	986,681	455,329	242,723	475,409	1,322,965	1,505,024
佛蘭西	10,625	7,851	9,333	9,808	10,078	—	153,993	83,075	92,479	133,281	200,207	—
瑞典	3,326	5,637	1,548	2,528	4,241	—	48,000	72,286	23,541	49,094	85,436	—
伊太利	3,918	—	—	—	—	—	58,963	—	—	—	—	—
其他諸國	11,292	4,545	3,140	12,764	8,884	15,702	164,557	89,159	40,343	195,984	162,648	303,403
計	266,712	177,967	129,496	208,931	258,250	236,207	3,968,998	2,111,567	1,399,855	2,953,528	4,586,869	4,179,766
全國輸出額	275,400	185,141	142,632	272,656	281,923	263,196	4,112,732	2,215,831	1,580,342	3,312,133	5,096,245	4,757,904

過去六ヶ年間に於ける神戸港輸出 Silk Wastes 住向地別表

(單位) (數量 百斤)
(金額 圓)

仕向地別	數量						金額					
	八年	七年	六年	五年	四年	三年	八年	七年	六年	五年	四年	三年
英吉利		—	—	30	300	250		—	—	6,000	35,510	25,000
佛蘭西	(内	9	407	500	1,710	2,347	(内	2,500	54,400	53,000	186,500	240,789
伊太利		—	200	501	100	600		—	24,800	60,000	10,000	71,000
北米合衆國	譯	—	1,409	2,674	3,410	6,677	譯	—	222,940	610,095	685,845	1,119,954
支那		—	—	—	135	—		—	—	—	14,000	—
埃及	不	339	145	1,429	913	130	不	79,560	29,604	365,875	162,863	29,439
他のアフリカ	明)	—	107	129	—	—	明)	—	23,590	29,525	—	—
白耳義		1	—	251	1,730	—		35	—	12,215	183,415	—
其他諸國		91	—	10	765	460		25,503	—	3,900	64,630	62,000
計	62	440	2,268	5,524	9,063	10,464	11,024	107,598	355,334	1,140,610	1,342,763	1,548,182
全國輸出額	3,929	3,333	4,638	22,806	53,252	65,323	216,566	219,362	466,647	3,362,826	8,370,802	9,932,117

全國竝に神戸港より輸出せられる Rags の過去三ヶ年間月別比較表

(單位) (數量 百斤)
(金額 圓)

月 別	昭和八年全國		同 神 戸		昭和七年全國		同 神 戸		昭和六年全國		同 神 戸	
	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額
一 月	19,962	195,088	14,197	156,689	32,839	296,815	24,808	265,803	52,113	533,506	43,559	483,000
二 月	44,179	315,654	31,453	208,487	34,592	323,820	30,018	284,355	59,491	506,460	46,303	457,000
三 月	46,575	409,927	30,794	280,869	44,155	328,215	33,260	262,457	47,372	432,049	35,773	384,000
四 月	27,462	303,991	16,795	195,930	43,439	437,669	36,191	357,829	34,886	340,072	21,345	256,000
五 月	45,529	468,197	31,297	344,245	43,676	396,477	35,745	322,756	50,600	429,255	36,312	342,000
六 月	61,614	625,637	44,826	511,714	54,819	569,506	48,162	509,360	32,218	342,489	24,386	273,000
七 月	69,709	618,332	49,209	481,069	40,233	378,530	30,741	314,277	39,650	348,185	29,641	268,000
八 月	85,884	858,243	55,616	628,717	50,461	487,946	40,790	395,632	35,802	388,155	28,507	303,000
九 月	101,103	997,807	63,202	668,030	57,247	584,769	34,756	406,249	38,073	309,590	28,555	246,000
十 月	63,170	584,198	34,284	403,972	45,135	507,613	30,738	372,293	45,470	467,285	33,371	379,000
十 一 月	58,848	540,306	33,244	376,849	47,160	512,615	32,472	365,513	36,891	366,977	24,180	310,000
十 二 月	40,753	410,778	24,060	283,036	55,574	524,158	40,816	378,515	57,008	499,406	45,306	434,000
合 計	664,788	6,328,158	428,977	4,539,607	549,330	5,348,133	418,497	4,235,039	529,574	4,963,429	397,238	4,135,000

全国並に神戸港より輸出せられる Cotton Wastes の過去三ヶ年間月別比較表

(単位) (数量百斤)
(金額 圓)

月 別	昭和八年全国		同 神 戸		昭和七年全国		同 神 戸		昭和六年全国		同 神 戸	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
一 月	16,707	228,996	15,987	216,906	11,246	119,301	9,932	103,147	15,595	161,441	14,997	153,000
二 月	17,427	248,954	16,151	233,411	12,275	126,032	11,164	111,871	15,161	171,750	14,647	163,000
三 月	19,919	275,390	18,797	262,802	11,358	134,516	11,082	130,955	15,402	173,112	14,282	157,000
四 月	16,624	232,546	15,554	221,856	14,879	169,804	14,448	163,625	15,328	174,031	14,279	157,000
五 月	20,438	302,227	20,254	298,031	11,747	141,052	11,588	139,299	11,156	145,145	9,959	124,000
六 月	32,257	533,256	31,650	524,668	13,093	143,285	12,137	135,127	9,369	114,681	8,505	103,000
七 月	25,780	312,860	25,451	305,780	16,281	169,509	15,738	162,433	9,948	113,738	9,029	101,000
八 月	29,389	463,876	28,621	450,919	15,913	163,467	15,719	160,679	7,190	75,846	6,022	63,000
九 月	25,190	329,786	24,584	315,177	15,291	187,342	14,881	179,190	7,982	92,395	6,456	74,000
十 月	21,414	325,711	20,430	307,449	21,787	292,567	21,248	282,468	8,653	87,761	7,436	71,000
十 一 月	25,239	415,634	24,956	409,177	16,652	228,665	16,240	220,429	10,254	102,433	9,348	90,000
十 二 月	25,016	443,496	24,277	422,822	24,619	340,291	23,790	322,344	16,594	168,009	14,536	143,000
合 計	275,400	4,112,732	266,712	3,968,998	185,141	2,215,831	177,967	2,111,567	142,632	1,580,342	129,496	1,399,000

全國竝に神戸港より輸出せられる Silk Wastes の過去三ヶ年間月別比較表

(單位) (數量百斤)
(金額 圓)

月 別	昭和八年全國		同 神 戸		昭和七年全國		同 神 戸		昭和六年全國		同 神 戸	
	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額	數 量	金 額
一 月	415	6,985	—	—	351	38,505	15	11,429	243	8,822	20	4,000
二 月	71	7,479	5	824	26	3,164	—	—	412	59,640	400	57,000
三 月	556	19,040	42	7,200	91	13,049	45	8,600	409	60,590	409	60,000
四 月	204	4,000	—	—	423	52,665	90	20,310	233	45,260	233	45,000
五 月	15	3,855	—	—	201	11,100	40	7,600	874	121,586	669	103,000
六 月	—	—	—	—	80	8,149	27	6,424	825	55,989	123	18,000
七 月	447	49,002	—	—	150	10,505	37	6,800	107	15,000	107	15,000
八 月	118	8,081	—	—	184	24,675	96	21,800	629	51,489	227	38,000
九 月	356	17,680	—	—	430	9,760	22	4,700	539	27,274	20	5,000
十 月	274	12,526	—	—	838	24,035	28	8,035	4	55	—	—
十 一 月	728	32,543	—	—	431	15,100	29	9,000	30	3,848	30	4,000
十 二 月	745	55,375	15	3,000	128	8,655	11	3,000	333	17,094	30	6,000
合 計	3,929	216,566	62	11,024	3,333	219,362	440	107,598	4,633	466,647	2,268	355,000

略

語

問 (問屋) 輸 (輸出商)
 R (Rags) W (Wastes) C (Cotton Wastes)
 S (Silk Wastes) 荷 (荷造業)

A、日本綿屑物輸出組合員

神戸市葺合區磯上通三丁目一九	日華工業原料株式會社	(問、R)
濱邊通三丁目三	屑糸合資會社松本商店	(問、輸、R、W)
神戸區海岸通五番地商船ビルディング内	角谷篤三郎	(輸、R、W)
播磨町四十九番	ジョージ・アンバーク商會	(輸、R、W)
大阪市東區南久寶寺町四丁目七	松島贊實	(輸、R)
高麗橋五丁目一六	今井慶三郎	(輸、R)
西區南堀江通四丁目一九	ユニバーサル貿易商會	(輸、R)
兵庫縣加古郡高砂町東濱町一二六七	山上合名會社	(問、R)
神戸市葺合區磯邊通四丁目一〇四	クレーン商會	(輸、R)
磯上通三丁目二〇	ヤマト貿易商會廣内藤松	(輸、R、W)
磯邊通一丁目一一	神戸消毒所田淵善太郎	(消毒所)
神戸區海岸通四丁目三九	善野周太郎	(問、W)
葺合區磯邊通四丁目一〇四	怡利公司	(輸、R)
八幡通五丁目五	島田神戸出張所島田誠三郎	(問、輸、C)
濱邊通二丁目二	共同貿易梱包株式會社	(荷、R)
	宮本金五郎	(荷)

磯上通三丁目三五	林榮二	(問、輸、R、W)
神戸區京町六九	藤原寛治郎	(輸、R、W)
葺合區八雲通四丁目四五ノ四	地吉屑物共同店高田琴三郎	(問、R)
脇ノ濱町三丁目一三〇	小林源之助	(問、R)
二ノ宮町一九	奥井玉吉	(問、R)
大阪市此花區櫻島町三七	池内幸太郎	(輸、R)
天王寺區下寺町三丁目四七	佐藤敏次郎	(問、R)
神戸市葺合區加納町四丁目一五	古屋政次郎	(輸、R、W)
林田區御船通五丁目二九	久保田薰	(問、R)
神戸區播磨町五十番館	エル・デー・エブラム商會	(輸、R、W)
葺合區熊内町三丁目四八	内山福太郎	(輸、R)
大阪市南區高津町五番一四〇	島山竹藏	(輸、R)
西區靱南通二丁目ユタカビル内	スタンダード商會	(輸、R)
南區問屋町六七	田中七商店田中正次郎	(問、W)
愛知縣西春日井郡新川町大字土器野新田三六二	名古屋屑糸合資會社	(問、W)

B、前記組合に加入せざるもの

神戸市神戸區伊藤町一一九	株式會社兼松商店	(輸、W)
浪花町五七	大同貿易株式會社	(輸、W)
江戸町九六	ストロング商會	(輸、R、W)

神戸市葺合區筒井町三丁目二〇二	中村寅之助	(輸、R、W)
神戸區播磨町二〇	中井省三	(輸、W)
三宮町一丁目二六	株式會社信久組	(輸、W)
江戶町一〇〇	合資會社マックスウエル商會	(輸、R、W)
葺合區御幸通三丁目一二	山上商事株式會社	(輸、R)
神戸區元町三丁目二四	丸西商店西本政久	(輸、S)
京町七七八	合資會社明和商店	(輸、S)
葺合區琴緒町四丁目一〇一	丸米商店米村輝男	(輸、R、W)
三丁目二九	西川喜三	(輸、R、W)
磯邊通三丁目七三	合資會社徳永商店	(輸、R、W)
神戸區三宮町一丁目一六九	足達商店足達頼章	(輸、R)
灘區大石一、二、二九	西川兄弟商會西川信作	(輸、R)
神戸區播磨町一六	田阪商店阪上久吉	(輸、R)
葺合區八幡通三丁目一〇五	合資會社ベルゲマン商會	(輸、R、W)
磯邊通二丁目三四	株式會社徳田商店	(輸、C)
神戸區海岸通五商船ビル	株式會社野崎商店	(輸、R、W)
播磨町五三	宮部末高合名會社	(輸、R、W)
榮町二丁目五〇山口ビル	合資會社中村商會	(輸、R)
葺合區磯上通三丁目一九	M. A. Edwards	(輸、R)
神戸區北町一一二	コックス平尾合資會社	(輸、R、W)

附 錄

(一) 屑物營業取締規則 (明治三十三年十月令第三十五號改正)

第一條 本則ニ於テ屑物營業ト稱スルハ襪襪、絲屑、紙屑、麻屑、落綿、使用ニ堪ヘサル古敷物類、落穀物類、其ノ他屑物ノ賣買轉換ヲ營業トスル者ヲ謂フ、但、絲屑、紙屑、麻屑ニシテ使用前ニ係リ清潔ナル物ノ賣買轉換ハ本則ニ依ルノ限ニアラス。

第二條 前條ノ營業ヲ爲サムトスルモノハ左ノ各號ヲ具シ所轄警察署ニ願出免許ヲ受クヘシ、但行商人ハ別紙雛形ノ標札ヲ調製シ檢印ヲ受クヘシ

一、族籍、住所氏名年齢、但、法人ニ係ルモノハ其ノ管理人ノ族籍住所氏名及其ノ社名

二、法定代理人又ハ保佐人アルモノハ其ノ連署

第三條 左ノ各號ニ該當スル者ハ免許ヲ與ヘス其ノ既ニ免許シタルモノト雖モ取消スコトアルヘシ。

一、白痴瘋癲者

二、盜罪竝ニ贓物ニ關スル罪ヲ犯シタル者ニシテ改悛ノ情ナシト認ムルモノ

三、住所ノ一定セザルモノ

葺合區八幡通五丁目九五	南信吉商店	(輸、R、W)
神戸區山本通四丁目一五	株式會社日神海運商會	(輸、R)
北長狹通五丁目四二	佐相合名會社	(問、S)

- 四、免許ノ取消ヲ受ケタルモノニシテ一ケ年ヲ經過セザルモノ
- 五、本則ニ違背シ且本則ヲ遵守スル能ハスト認メタルモノ
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ事實ノ生シタル日ヨリ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ。
- 一、族籍住所氏名又ハ社名ニ異動ヲ生シタルトキ
 - 二、法定代理人保佐人管理人ニ異動ヲ生シタルトキ
 - 三、廢業シタルトキ
- 第五條 失踪死亡解散シタルトキハ戸主家族又ハ後見人管理人ニ於テ其ノ事實ヲ知リタル日ヨリ十日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
- 第六條 營業者ハ組合ヲ設ケ之ニ加入スヘシ、但行商人ハ組合ニ加入スルノ限ニアラス
- 第七條 組合ハ正副取締人ヲ置キ事務所ヲ定メ消毒及取扱方法其ノ他必要ノ事項ニ關スル規約ヲ設ケ所轄警察官署ヲ經由本廳ニ届出認可ヲ受クヘシ、其ノ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第八條 組合ハ屑物取扱所ヲ設ケ其ノ構内ニ撰分所、消毒所、貯藏所、浴所ヲ設置スヘシ、取扱所ヲ設置セムトスルトキハ地名坪數及構造仕様書周圍三十間以内ノ見取圖ヲ添へ所轄警察官署ヲ經由本廳ニ届出認可ヲ受ク可シ、其ノ改造又ハ變更セムトスルトキ亦同シ
- 前項ノ工事落成シタルトキハ本廳ニ届出検査ヲ受クヘシ、検査済ノ後ニアラサレハ使用スルヲ得ス
- 第九條 特ニ本廳ノ認可ヲ得テ前條ノ設備ヲ爲シタルモノハ第六條ノ組合ニ加入セサルコトヲ得

第十條 取扱所又ハ貯藏所ニシテ衛生上若クハ保安上必要ト認メタルトキハ改修又ハ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 取扱所ハ土地ノ狀況ニ依リ其ノ數ヲ制限スルコトアルヘシ

第十二條 組合ニ於テ取扱所ヲ設置シタルトキハ管理人ヲ定メ所轄警察署ニ届出ツヘシ、其ノ改氏名又ハ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

取扱所ノ業務ニ關シテハ組合役員又ハ管理人其ノ責ニ任ス

第十三條 取扱所ニ於テハ既消毒品ト未消毒品トヲ區別シ混同スヘカラス

第十四條 取扱所ニ於テ就業スル者ニハ一定ノ被服ヲ著セシメ終業ノ際入浴更衣シ其ノ被服ハ消毒スヘシ

第十五條 取扱所ノ塵芥ハ之ヲ焼却シ其ノ焼却シ得サルモノハ一定ノ場所ニ投棄スヘシ、投棄ノ場所ハ豫メ之ヲ定メ警察署ノ認可ヲ受ク可シ

第十六條 營業者ハ消毒セザル物品ヲ取扱所以外ニ於テ取扱ヒ及貯藏スルコトヲ得ス

第十七條 取扱所以外ニ於テ消毒シタル物品ヲ取扱ハムトスルトキハ品目數量發送地及其ノ消毒濟ノ旨ヲ記載シ到着地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十八條 行商人ハ行商中第二條ノ標札ヲ携帯スヘシ、標札ハ他人ニ行使セシムルコトヲ得ス

第十九條 行商人ノ携帶スル容器ハ物品ノ散逸セサル装置ヲナシ、尙取扱所ニ運搬シタル都度消毒スヘシ

第二十條 警察官吏及衛生官吏ハ取扱所又ハ必要ト認メタル場所ニ臨檢スルコトアルヘシ、管理人及營業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十一條 本則第二條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條三項、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條ニ違背シ又ハ第十條ノ命令ニ從ハサルモノハ十日以内ノ拘留又ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第二十二條 本則ハ當分ノ内神戸市尼崎市ニ施行ス

行商人標札雛形

何 第 號 ○ 屑物行商 住 所 氏 名 年 齡	裏 面 明 治 年 月 日 ○ 兵庫縣何警察署
--------------------------------------	----------------------------------

(分 五 寸 二)

屑物規則施行地以外ヨリ來ルモノ託規則適用セザル件(明治三十三年二月指第二十七號)

本月十六日兵庫縣令第十二號ヲ以テ屑物營業取締規則發布相成候ニ付テハ該規則施行地以外ヨリ來ル未消毒屑物ニシテ物品ノ散亂スル虞ナキ包裝ヲナシ且該規則施行地ニ於テ解放セス其ノ儘輸送若ハ一時貯藏スルモノノ如キハ普通ノ荷物ト見做シ該規則ヲ適用セサル義ト心得ラルヘシ。

(二) 輸 出 組 合 法(大正十四年三月二十八日法律第二十七號)

第九條 營業上ノ弊害ヲ豫防シ又ハ矯正スル爲特ニ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ輸出組合ノ組合員ニ非サル者ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スルモノヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ依ラシムルコトヲ得

輸出組合法施行規則(大正十四年八月二十八日商工省令第九號)

第十九條 輸出組合法第九條ノ規定ニ依リ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有シ組合員ニ非サル者ヲシテ其ノ組合ノ定ムル取締又ハ制限ニ依ラシメントスル場合ニ於テハ商工大臣ハ組合ニ其ノ依ラシムヘキ事項及組合ノ取締又ハ制限ニ從フヘキ者ノ資格ヲ指定シ之ヲ告示ス

輸出組合法施行規則第十九條ニ關スル實例

○輸出組合法施行規則第十九條ニ依リ左之通り定ム(昭和八年一月二十八日商工省告示第三號)

日本比律賓メリヤス輸出組合ノ地區(内地一同)内ニ營業所ヲ有シ比律賓地方ニ對シ莫大小及同製

品ノ輸出ヲ業トスル者ニシテ其ノ組合ニ加入セサルモノハ昭和八年二月六日ヨリ該組合ノ定ムル輸
出取締及輸出數量ニ關スル制限ニ從フヘシ

○輸出組合法施行規則第十九條ニ依リ左之通り定ム (昭和七年四月四日
商工省告示第十七號)

對露輸出組合ノ地區(内地一同)内ニ於テソヴェト聯邦ヘノ輸出ニ従事スル者ニシテ其ノ組合ニ
加入セサルモノハ昭和七年四月四日ヨリ該組合ノ定ムル漁網(漁網用綿糸ヲ含ム)ノ輸出検査及檢
査ニ關スル取締竝ニ取引法ニ對スル制限ニ從フ可シ

○輸出組合法施行規則第十九條ニ依リ左ノ通定ム (官報第二一九七號 昭和九年五
月二日商工省告示第二十二號)

日本織物對印輸出組合ノ地區内ニ於テ印度ニ綿織物(長サ四碼ヲ超エザルモノヲ除ク)ノ直輸出ヲ
爲スヲ業トスル者ニシテ其ノ組合ニ加入セザルモノハ昭和九年五月五日ヨリ該組合ノ定ムル輸取出締
及輸出數量ニ關スル制限ニ從フベシ。

終